

災害時における要援護者 対策の取り組みについて



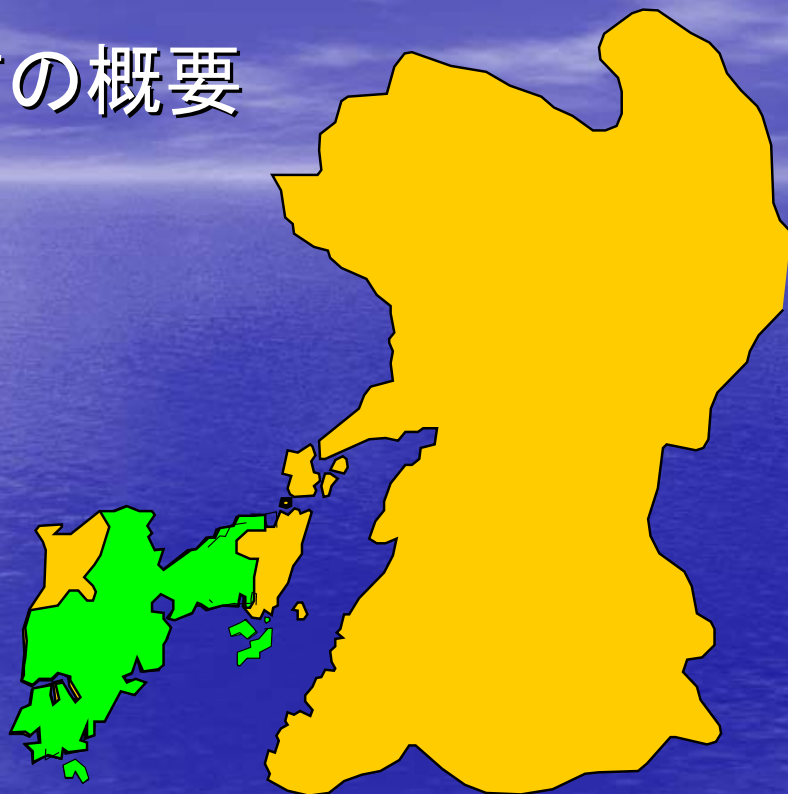
災害時要援護者に関する全国キャラバン

期 日:平成20年11月25日(火)

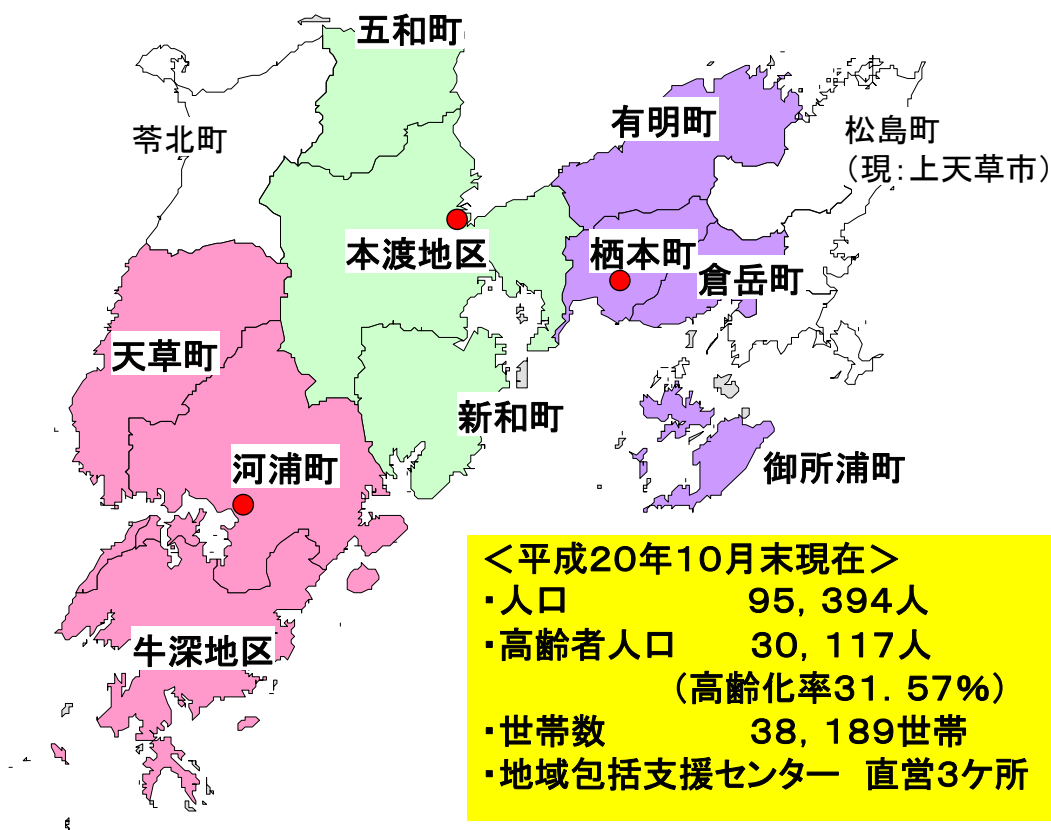
場 所:福岡市民会館 小ホール

熊本県天草市 社会福祉課地域福祉係
参事 坂本和也

天草市の概要



天草市の人口



災害時要援護者避難支援対策の取組み 1

【平成17・18年度の取組み】

- 熊本県主催による要援護者避難支援への取組会議
(平成18年1月)
- 福祉・防災・社協合同による避難支援計画調整会議
- 各地区区長会・民生委員協議会・消防団・各種団体説明会
(災害時要援護者登録の推進)
- 各地区災害時要援護者避難支援計画地域検討委員会
(10支所・11月・1月・3月の3回開催)
- 災害時要援護者避難支援計画策定審議会(11月・3月)
 - 災害時要援護者避難支援計画について(平成19年3月)

天草市災害時要援護者登録要綱

(趣旨)

障がい者や高齢者が災害時等における地域の支援を受けられる制度を整備するため、これらの者を災害時要援護者として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

【災害時要援護者】

災害時等における支援を希望するものであって、その支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したもの

- ・身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)
- ・ひとり暮らしの高齢者(高齢者のみの世帯を含む。)
- ・寝たきりの高齢者・認知症の高齢者・その他市長が必要と認める者

【登録の内容】

- ・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・障がい及び介護の程度
- ・かかりつけの医療機関・緊急時の連絡先(住所、氏名、続柄、電話番号)
- ・地域支援者の連絡先(住所、氏名、電話番号)

5

災害時要援護者の把握のための個人情報の提供

災害時要援護者の調査・実態把握



行政区長等の協力依頼



在宅の65歳以上の高齢者(一人暮らし・高齢者のみの世帯)に係る住民基本台帳上の情報を行政区長に提供



天草市個人情報保護条例第8条第4号の規定に基づきそれが可能かどうか

6

災害時要援護者の把握のための個人情報提供

【個人情報担当課 回答】

天草市災害時要援護者登録要綱第3条第4項に規定する『災害時要援護者台帳』の作成を目的とし、天草市個人情報保護条例第8条4号の規定に基づき、65歳以上のひとり暮らしの高齢者並びに65才以上の高齢者のみの世帯に属する者の氏名、住所及び行政区名を住民基本台帳のデータから抽出し、各行政区長に提供することは、同条例の解釈上問題なし。

7

(各支所・各公民館)

社協・行政区長・民生委員・消防団等より聞き取り
実際の対象者の把握及び名簿整理

名簿を基に...

行政区長(地区の総括)

- ・対象者名簿を割り当て
- ・登録申請書の取りまとめ

行政区長等

民生委員

消防団

登録申請の推進及び情報提供

8

天草市災害時要援護者避難支援計画策定審議会

- 災害予防対策及び災害応急対策に関すること
- 避難所の運営の在り方に関すること
- 避難支援計画について必要な事項に関すること

【審議会委員】 委員25人以内(任期1年)

【事務局】 健康福祉部(社会福祉課・子育て支援課・高齢者支援課・健康増進課)
総務部(防災交通課) 社協(地域福祉課)

災害時要援護者避難支援計画地域検討委員会

- ・災害時要援護者避難支援計画における災害時要援護者を把握、具体的検討を行なうために、合併前の旧市町を基本単位とする災害時要援護者避難支援計画地域検討委員会を設置。(10ヶ所)

【検討委員会】 委員20人以内(任期1年)

【事務局】 各支所防災担当課・福祉担当課

9

災害時要援護者避難支援対策の取組み 2

【平成19年度の取組み】

- 各地区災害時要援護者地域避難対策会議
(10支所、11月・1月開催)
- 災害時要援護者地域避難対策会議(11月・1月開催)
 - 要援護者避難支援マニュアルの作成
 - 要援護者マニュアルの作成
 - 個人情報保護ガイドラインの作成
- 地域防災体制の充実(自主防災組織の必要性・各支所での取組み体制紹介)
- 自主防災会による総合訓練の推進
- 災害時要援護者避難支援システムの導入

10

天草市災害時要援護者避難対策会議

- 災害時要援護者の地域における避難体制及び避難所の支援体制を確立し、住み慣れた地域で安心して生活できるような環境の整備を図るため、天草市災害時要援護者避難対策会議を設置
- 委員任期 2年

天草市地区災害時要援護者地域避難対策会議

- 対策会議の運営を円滑に行うため、本渡地区及び各支所の所管区域を単位とする天草市地区災害時要援護者地域避難対策会議を設置(10箇所)
- 委員任期 2年

11

災害時要援護者向けマニュアル

- ・災害時要援護者自身が、「日頃の備え」と「災害発生時の行動」を具体的に示し、地域において地域支援者と協力をしながら、災害に備えた事前の心構えや準備、いざという時に備える。

災害時要援護者支援マニュアル

- ・地域支援者が災害発生時に災害の規模や発生場所、時間帯を考慮しながら要援護者の安否確認等の支援を行うために備える。

12

天草市災害時要援護者避難支援計画 に係る個人情報保護ガイドライン

○災害時要援護者等の個人情報の保護及び情報セキュリティについての理解や、個人情報の取り扱い方法について活用する

(個人情報の取り扱い)

- ・天草市の個人情報の考え方
- ・個人情報の安全確保の措置について
- ・台帳取扱者の個人情報保護の方法
- ・災害時要援護者台帳の提供先(台帳取扱者)
- ・情報提供をする個人情報の種類
- ・その他

13

災害時要援護者避難支援対策の取組み 3

【平成20年度の取組み】

- ☐ 災害時要援護者情報の更新
- ☐ ガイドラインによる要援護者・避難支援者の連携
- ☐ 避難支援者の選定
- ☐ 要援護者の安否確認・避難訓練
- ☐ 各地区災害時要援護者地域避難対策会議
(10支所、1月・1回開催)
- ☐ 天草市災害時要援護者地域避難対策会議(1月・1回開催)

● 天草地域福祉ネットワーク事業(社協・行政)

14

**天草市人口統計及び災害時要援護者登録者数
(平成20年10月30日現在)**

地区名		男	女	合計	世帯数	65歳以上	高齢化率	登録者数	地域支援者数
1	本渡	18,550	21,007	39,557	15,804	9,923	25.09%	1,848	969
2	牛深	7,570	8,729	16,299	7,216	5,611	34.43%	492	369
3	有明	2,792	3,239	6,031	2,246	2,153	35.70%	645	394
4	御所浦	1,786	1,942	3,728	1,443	1,387	37.20%	203	130
5	倉岳	1,651	1,875	3,526	1,329	1,302	36.93%	144	126
6	栖本	1,261	1,509	2,770	975	1,009	36.43%	192	133
7	新和	1,748	1,954	3,702	1,383	1,358	36.68%	244	161
8	五和	4,510	5,278	9,788	3,630	3,507	35.83%	896	423
9	天草	1,919	2,268	4,187	1,791	1,633	39.00%	735	351
10	河浦	2,675	3,131	5,806	2,372	2,234	38.48%	454	384
合計		44,462	50,932	95,394	38,189	30,117	31.57%	5,853	3,440

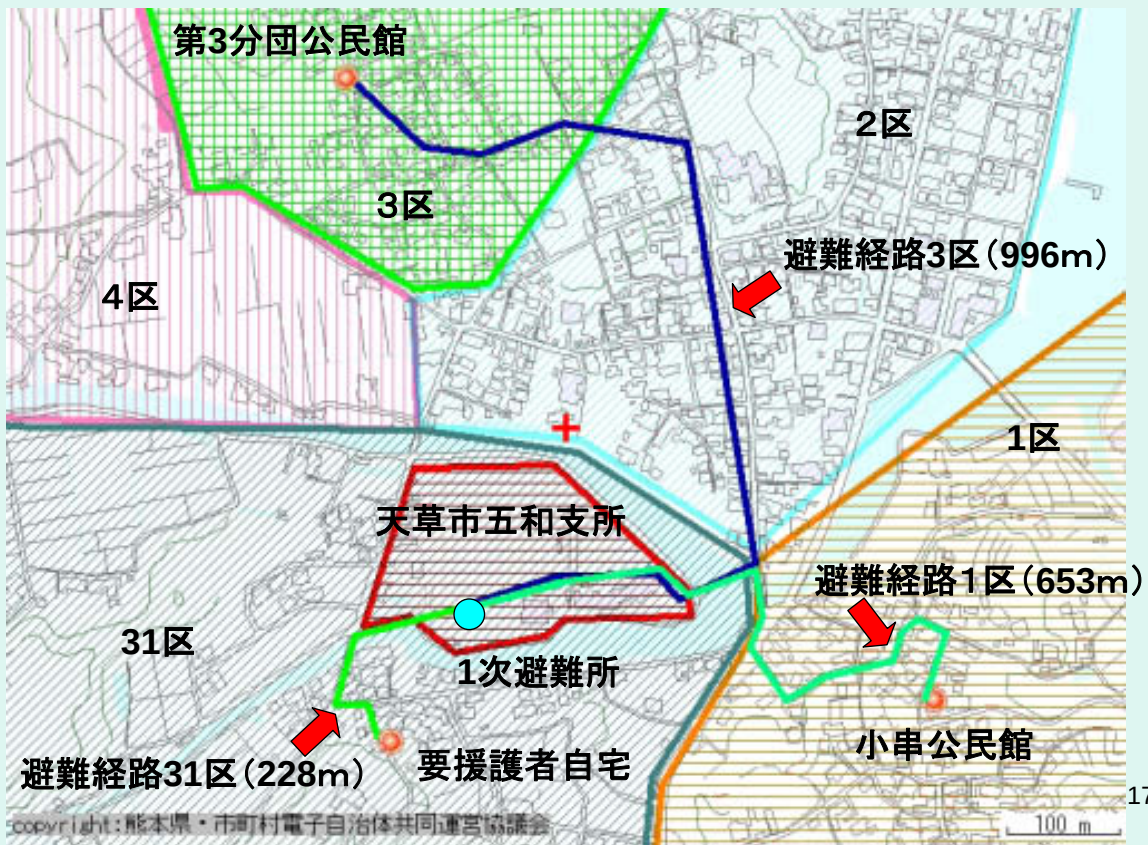
15

**五和町(御領地区)人口統計及び災害時要援護者登録者数
(平成20年9月30日現在)**

地区名		男	女	合計	世帯数	65歳以上	高齢化率(%)	登録者数	訓練参加者数
1	1区	142	166	308	119	102	33.12	40	12
2	3区	174	177	351	112	99	28.21	26	8
3	4区	100	108	208	77	90	43.27	34	13
4	31区	173	183	356	141	112	31.46	24	19
合計		589	634	1,223	449	403	32.95	124	52

16

防災訓練に係る周辺状況



17

天草市防災訓練にかかる 災害時要援護者避難訓練について

- ① 災害時要援護者支援班設置訓練
- ② 災害時要援護者安否確認訓練
- ③ 要援護者支援訓練・避難訓練
- ④ 情報伝達訓練
- ⑤ 要援護者確認マップ作成訓練

①災害時要援護者支援班訓練

平成20年5月11日午前8時59分、橘湾を震源とする震度5強の地震が発生。五和町御領を中心に家屋の倒壊・同時多発火災の発生など甚大な被害を受けるとともに、多数の負傷者が生じた。

この地震により、五和グラウンドに現地災害対策本部が設置され、各行政区等においては、「自助・共助」により、地域住民で把握している要援護者の安否を確認するとともに、要援護者の支援・安全確保に努め、災害時要援護者支援体制を確保するため、災害時要援護支援班を設置するよう決定する。

19

◎現地災害対策本部設置訓練

- 現地災害対策本部の設置を指示
- 現地対策本部の設営



20

①災害時要援護者支援班設置訓練

- 支援班設置の宣言
- 災害時要援護者支援班設営



21

②災害時要援護者安否確認訓練

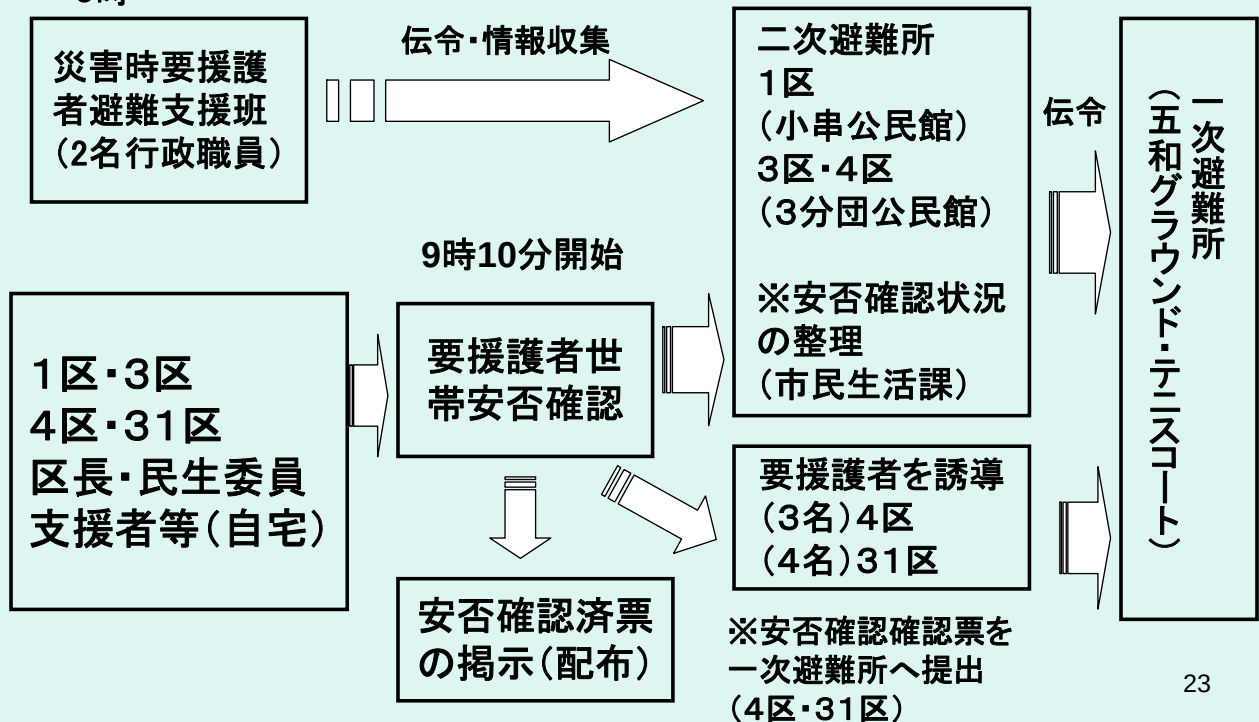
- 被災状況を早期に把握し被害の軽減につなげる初動体制の確立
- 訓練地域(御領の1区・3区・4区・31区)における「自助・共助」による安否確認
- 訓練地域内での要援護者の安否確認方法や確認に要する時間の把握・検証

22

安否確認の手順及び訓練イメージ 1

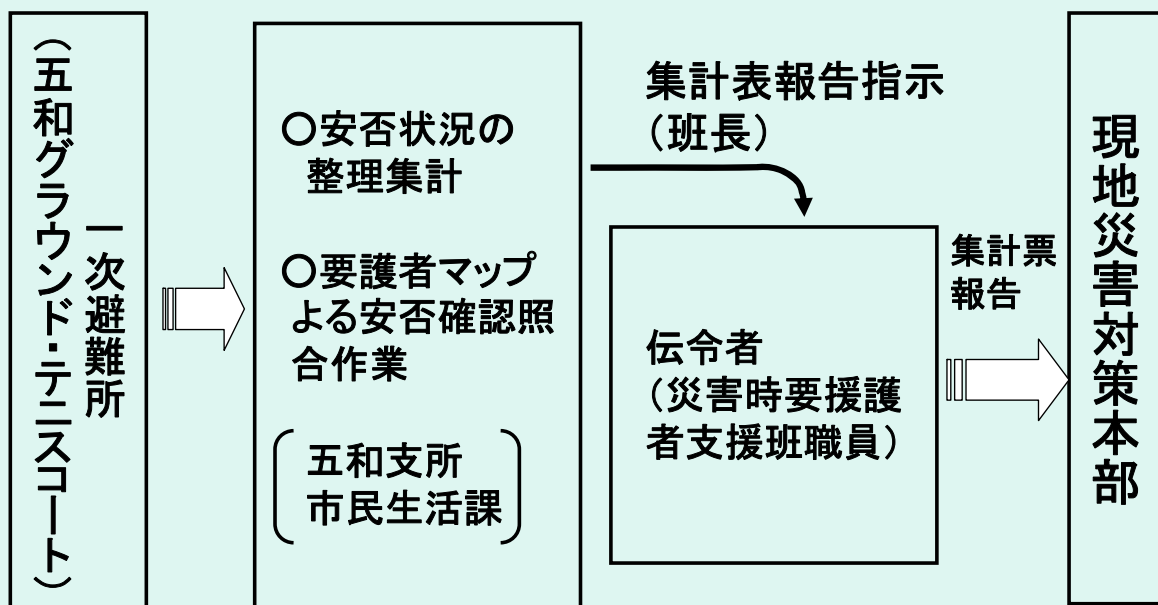
訓練開始時間

9時 地震効果音



安否確認の手順及び訓練イメージ2

9時30分めど



② 災害時要援護者安否確認訓練 1 (伝令・情報収集)

- 要援護者支援班より情報収集に出発
- 情報収集に向かう伝令者



25

②災害時要援護者安否確認訓練 2 (安否確認)

- 要援護者の安否を確認に訪問する支援者
- 要援護者の安否について確認票に記載



26

②災害時要援護者安否確認訓練 3 (伝令・情報収集)

- 支援者より要援護者の安否確認情報の受取
- 受け取った安否確認情報をまとめる



27

要援護者避難訓練時使用様式 1 (安否確認票)

安否確認済

平成20年 5 月11日

確認時間 時 分

※確認時間を記入し、要援護者本人にお渡しください。

※この票は災害発生時、家屋に在宅している要援護者に対する安否確認票です。

※外出等による不在家族の未確認安否は含まれません。

28

要援護者避難訓練時使用様式 2 (安否確認確認票)

安否確認確認票

行政区 _____

確認票提出時間 (9 時 2 0 分)

小組合名 _____

	要援護者氏名	確認者	確認時間	確認の方法 (バイク・自転車・徒歩)	確認	未確認
1	天草 一郎	五和 太郎	9時13分	バイク・自転車・ <u>徒歩</u>	☐	☒
2	御領 三津子	五和 太郎	9時15分	バイク・自転車・ <u>徒歩</u>	☒	☐
3			時 分	バイク・自転車・徒歩	☐	☐
計					☐	☐

29

③要援護者支援訓練・避難訓練

【各訓練地域にて】

避難経路、避難場所の確認を行い、被災状況を的確に判断して最も安全な避難所(第1次避難所)を選択する。

また、災害時はけが人や病人、要援護者の支援活動やその避難補助にあたり集団で避難し事故防止に留意し、安全に避難する。

③要援護者支援訓練・避難訓練 1

- 避難を開始する要援護者
- 避難経路を確認



31

③要援護者支援訓練・避難訓練 2

- 要援護者を避難誘導する支援者
- 要援護者・支援者共に避難所に到着



32

④情報伝達訓練

要援護者の情報の共有化

発災直後における災害時要援護者支援班の設置状況、職員の参集状況、避難所開設状況、安否確認状況等の情報を整理し、すみやかに現地災害対策本部へ伝達

情報の管理

現地災害対策本部において、災害時要援護者支援班から入手した情報を集約

33

④ 情報伝達訓練 1 (情報集計)

- 要援護者の安否確認情報を伝令者より受取
- 要援護者の安否確認情報を集計確認



34

④ 情報伝達訓練 2

- 集計した要援護者の安否情報を現地災害対策本部へ伝達に向かう
- 現地対策災害本部に対し情報を提供



35

要援護者避難訓練時使用様式 3 (状況報告書 1)

1回目
9:30

2回目
9:45

状況報告書

報告時間を○で囲む

発信日	平成20年5月11日	報告者名	
現地災害対策本部名	五和地区現対本部	設置日時	平成20年5月11日

参集人員等	避難所名 機 関	一次避難所 (テニスコート)	小串公民館	3分団 公民館		
	避難所開設時間 (職員到達時間)	9時01分	9時04分	9時05分	時 分	時 分
	災害時要援護者支援班 (行政職員)	5人	1人	1人	人	人
	区長	1人	1人	2人	人	人
	民生委員	1人	1人	2人	人	人
	支援者	2人	4人	6人	人	人
	避難者数	4人	0人	3人	人	人
	合計	人	人	人	人	人

36

要援護者避難訓練時使用様式 4 (状況報告書 2)

安否確認状況	分団	行政区	小組合 (世帯数)	災害時要援護 者登録数	確認時間	確認 者数	未確認 者数
	1分団	1区	小串中 (2)	4 名	9時25分	3名	1名
			小串下 (2)	4 名	9時25分	4名	
			周司 (4)	4 名	9時25分	4名	
		31区	新地 (2)	4 名	9時20分	2名	2名
			貝津東 (1)	2 名	9時22分	2名	
			貝津西 (1)	2 名	9時22分	2名	
	3分団	3区	在郷下 (3)	5 名	9時30分	4名	1名
			在郷東 (2)	4 名	9時30分	4名	
			在郷西 (3)	4 名	9時33分	3名	1名
		4区	堀南 (3)	5 名	9時28分	3名	2名
			堀北 (6)	7 名	9時28分	7名	
			六田 (5)	7 名	9時35分	7名	
	合計		34世帯	52 名		45名	7名

37

⑤要援護者確認マップ作成訓練

《現地災害対策本部》

五和グラウンドに設置

《災害時要援護者支援班》

五和グラウンド横(テニスコート)の避難所において、設置するとともに、要援護者安否確認マップを作成し安否確認情報の収集・分析・整理を行う。

⑤ 要援護者確認マップ作成訓練 1

- 要援護者の安否情報を確認



- 要援護者の安否情報を地図に記載



39

⑤ 要援護者確認マップ作成訓練 2

- 要援護者の安否情報を地図に記載
- 情報作成後の要援護者確認マップ



40

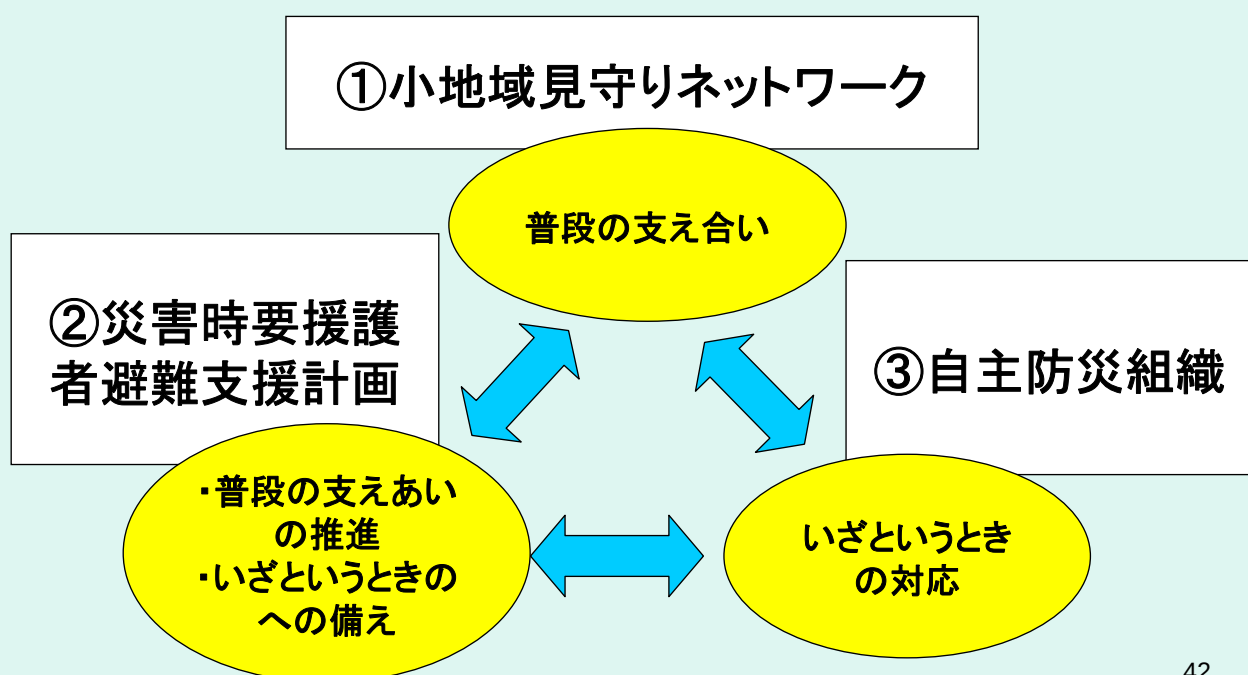
◎要援護者の安否確認・避難訓練の反省

- 安否確認の際に、不在の場合の対応をどうするか
- 安否確認後の確認済表の中に、避難した場所を記載したらどうか。
- 支援者(区長・民生委員・地域支援者)1人では多くの要援護者を支援できないため、地域住民による支え合いの推進
- 職員用マニュアルの作成(平常時～災害時)
- 要援護者対策の取り組みが名簿づくりで終わらず、地域全体の取り組み体制への展開。(自主防災組織の推進)
- 地域全体の啓発・話し合い、要援護者・一般住民の情報が入った地区名簿及びマップ作成に展開するネットワーク推進の必要性

41

要援護者避難に関する事項の整理

要援護者避難支援に対する自主防災組織、小地域見守りネットワークとの関係



42

①小地域見守りネットワーク

普段の支え合い

社協・健康福祉部による住民活動の支援

（行政・関係機関の役割）

（住民の役割）

要援護者の把握と見守りの了解
近隣住民等による日常的な見守り・訪問活動

要援護者

43

②災害時要援護者避難支援計画

普段の支えあいの推進
いざというときのへの備え

要援護者1人に対して避難支援者
（2名程度確保）

（行政・関係機関の役割）

（住民の役割）

民生委員等による制度紹介・登録斡旋
特定の支援者のリストアップ
消防・行政等との連携

全体計画による仕組みづくり
市全域での全体での円滑な避難体制作り

44

③自主防災組織

いざというときの対応

避難支援者
(地域集団で)

(住民の役割)

防災意識・初期消火
要援護者の把握と緊急時の集団避難

〔行政・関
係機関の
役割〕

住民活動の支援、消防・警察との連携

45

天草地域福祉ネットワーク事業 (あいの天草見守りネットワーク推進事業)

【平成20年6月開始】

- ・天草市社会福祉協議会10支所(事務局)
 - ・自主的な見守り活動の支援、その充実強化
 - ・未実施の地域においてはモデル地区の選定
- ※天草市全体の取り組みとして実施

46

天草地域福祉ネットワーク事業説明会 (全10支所)

【平成20年7月開始】

- 天草市及び各地区の現状、地域福祉ネットワーク事業の必要性
- 見守り活動、支えあいの意識の高揚
- 地域における自主的支援活動の体制づくりの意識付け

※地域福祉ネットワーク事業への協力依頼

47

天草地域福祉ネットワーク事業取り組み方法 (全10支所)

『初年度』

天草市社協全支所でモデル地域の選定(2ヶ所以上)し、事業実施を図る

『次年度』

各支所ごと2ヶ所以上指定し、継続して事業推進を図る

※地区社会福祉協議会が設置されている地域については、全地区において推進

48

地域福祉ネットワーク事業推進のフローチャート 1

○モデル地域の選定(社協支所・市役所支所・包括・地区振興会等)



○地区座談会(DVD上映・事業説明)

【例】地域住民、区長、民生委員、老人会、婦人会、PTA、消防団、駐在所、振興会等

○対象者・キーパーソンの選定

(社協支所・市役所支所・民生委員・区長等)



○地域支援者への協力依頼

○キーパーソン・地域支援者・社協との打ち合わせ会議

○緊急連絡カードの記入・配布・台帳の作成

(キーパーソン・地域支援者等)



49

地域福祉ネットワーク事業推進のフローチャート 2



○対象者へ見守りに対する了解を取る

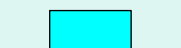
○モデル地域の見守り支援活動開始

○リーダー・支援者研修会



○定期的な連絡調整会議の開催

○活動状況の取りまとめ



○地区座談会(マップづくりについて)

【例】地域住民、区長、民生委員、老人会、婦人会、PTA、振興会等

○マップづくり(愛の天草見守りマップ)

【例】対象者の家、危険箇所、避難場所等

50

天草地域福祉ネットワーク事業における 期待される効果 I

ア 支援体制の構築

- ①各関係機関同士
- ②見守り対象者(要援護者等)と地域

イ 地域住民の把握

- ①社会的弱者に対する情報を地域で共有
- ②見守り(援護)を必要とする人の把握

51

天草地域福祉ネットワーク事業における 期待される効果 II

ウ 地域福祉の推進

- ①地域福祉の活性化
- ②組織の目的の明確化

エ 障がい者等の社会参加の促進

地域交流の促進

52

天草地域福祉ネットワーク事業における 期待される効果 Ⅲ

才 地域組織の役割の再認識

隣近所の重要性、町内組織の意義の明確化

力 防災訓練

要援護者参加型の防災訓練実施

53

ご清聴ありがとうございました

天草西海岸の夕日

